

この仕様書は企画提案書作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。企画提案競技後、一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という）は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

令和7年度 米国市場向けプロモーション活動業務委託 仕様書

1 業務名

令和7年度 米国市場向けプロモーション活動業務

2 目的

米国市場に対して、「埼玉県（以下「県」という。）には、「訪れる価値のある観光コンテンツが豊富であること」を発信し、本県の認知拡大および訪問の機運醸成を図るため、米国市場の固有の旅行の習慣、集客システム、旅行事業者の形態などについての十分な知見や経験から、WEB、SNSを活用したデジタルプロモーション、FAM ツアーや商談会の実施の他、現地調査やマーケティングに基づいた集中的なプロモーションを展開する。また、ユネスコの無形文化遺産に日本の「伝統的酒造り」が登録されたことにより、海外において日本酒をはじめとした「酒」への関心が高まっている。本県には、日本酒のほかにも、ワインやビール、ウイスキーなど、観光資源となる酒がたくさんあることから、本県の「酒」を通じた観光の魅力を併せて発信する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日(金)まで

4 委託業務概要

- (1) WEB/SNS を活用したデジタルプロモーションの実施
- (2) ファムツアーの実施
- (3) BtoB 商談会の実施
- (4) 埼玉の「酒」、「酒スポット」を紹介する英語版 PR 動画の制作
- (5) 埼玉の「酒」、「酒スポット」を切り口に周辺観光スポットを PR する英語版パンフレットの制作
- (6) 現地旅行会社への情報提供
- (7) その他協会に対する助言や支援の実施

5 業務の内容

以下の業務について、埼玉県物産観光協会(以下「協会」という。)が今期実施している米国市場向けプロモーション戦略に結びつくような手法、あるいは示唆となる事業を行うこと。なお、事業効果を高めるため、各業務の同時開催やその他、米国での本県観光地の認知拡大、観光客誘致に効果的な手法があれば実施すること。

(※) 米国市場向けプロモーション戦略

- ターゲット：旅行に対して知的高付加価値探求層
- 上記ターゲット層にアプローチする、権威ある旅行雑誌等への記事掲載を目指す。

(1) WEB/SNS を活用したデジタルプロモーションの実施

「旅マエ・旅ナカ・旅アト」の各段階におけるアプローチにより相乗効果を発揮することを目的に以下のデジタルを活用した効果的なプロモーションを実施すること。また、実施にあたっては将来的な当該市場における目標も見据えながら、その手法と目標数値を明示すること。なお、発信する情報の内容については協会と協議の上、決定すること。

- ア メディアまたはインフルエンサー等を活用した観光情報の発信
- イ 都内在住者及びその訪問者、都内滞在者等も対象に含むプッシュ型広告配信
- ウ 令和6年度に選定された県内「有力コンテンツ」(<https://chocotabi-saitama.jp/business/business-topics/3223/>)の発信
- エ 埼玉の「酒」、「酒スポット」の発信
- オ 令和6年度の同事業にて、制作、公開したランディングページ (<https://en.saitama-supportdesk.com/>)を有効活用すること
- カ その他、効果的な手法

(2) ファムツアーの実施

本県の有するコンテンツ（酒スポットを含む）の米国市場への効果的な情報発信、旅行商品造成を目的としたファムツアーを以下のとおり実施すること。

招請対象：米国の旅行会社、トラベルアドバイザーまたはメディア（インフルエンサーを含む）

実施日程：2泊3日以上

実施時期：令和7年7月以降

実施回数：1回以上

招請人数：2団体以上

実施行程：県内の有力コンテンツを中心に本県の有する様々な魅力に深く触れてもらうことにより、「旅先としての埼玉県」のブランディング化に結び付くツアーを造成すること。（訪問先は協会と協議の上、決定すること）

- ア 招請する海外旅行会社、トラベルアドバイザーについては、過去、日本国内の観光地を組み入れたツアー実施の実績がある等、東京近郊の観光ツアー造成に積極的な者であること。
- イ 招請するメディア（インフルエンサーを含む。）について、米国の消費者に対して訴求力が高いメディアを運営しており、媒体を活用して埼玉の観光の魅力を効果的に情報発信することができる者であること。
- ウ ファムツアーを実施するために必要な各種準備及び手配を行うとともに、ファムツアーの実施に係る招請者の交通費、食費、宿泊費等の一切の経費は、受託者が負担すること。また、ファ

ム ツアーに選定した地域、施設等に関して、その選定理由を明確にすること。

エ ツアー催行中は、本事業の目的を理解した上で適切なガイドが行えるよう、通訳、添乗員、ツアーガイド等への資料提供、事前打ち合わせを行うこと。資料の準備は協会と協議の上、行うこと。

オ 招請期間中、埼玉県観光事業者と招請者との意見交換の場を設定する他、今後の米国からの観光客誘致の参考となるアンケートを実施し、集計及び分析結果を協会に報告すること。またアンケートの内容及び形式は事前に協会の了解を得ること。

カ ファムツアー催行後、参加者のツアー商品造成に向けたフォローアップを実施し、その状況について報告すること。

キ ファムツアー実施前に、本事業の目的、被招請者に求める役割、行程等を記載した書面を対象国の言語で作成し、被招請者に説明して同意を得た上で実施すること。また、ファムツアーの初日に再度確認を行うこと。書面内容は日本語で作成し、事前（2週間以上前）に協会へ報告した上で決定すること。

ク 訪問する県内観光事業者に対して、事前に本事業の目的や被招請者の概要等を十分に説明したうえで行程等の調整を行うこと。

ケ 招請する人数や招請対象について追加提案を妨げるものではない。

(3) BtoB 商談会の実施

米国の旅行会社及び旅行事業者と埼玉県観光事業者が参加する商談会を、以下のとおり企画し実施すること。

実施回数：1回以上（オンラインも可）

実施時期：令和7年7月以降

参加団体：セラー、バイヤーともに各5団体以上とし、ほぼ同数で選定すること。

ア セラーは、米国市場に向けて有力なコンテンツを有する埼玉県内の自治体又は観光事業等を対象とすること。

イ バイヤーは、埼玉県観光ツアー造成に積極的な旅行会社やコンソーシアムのメンバーなどの旅行事業者（米国のFIT向け旅行会社や海外OTAサイト運営会社等）を対象とすること。

ウ 商談会を実施するために必要な会場手配等を行うとともに、双方にとって有益な資料を準備すること。商談会の実施に係るバイヤーの交通費、食費、宿泊費、通訳手配等の一切の経費は、受託者が負担すること。

エ セラーには商談会参加についての助言をする共に、セラーおよびバイヤーに対して事前に本事業の目的や被招請者の概要等を十分に説明したうえで調整を行うこと。

オ 商談会終了後、セラー、バイヤーそれぞれにアンケートを実施し、集計及び分析結果を協会に報告すること。またアンケートの内容及び形式は事前に協会の了解を得ること。

カ 商談会終了後、成約状況を協会が把握できる仕組みについて提案し、構築しておくこと。

(4) 埼玉の「酒」、「酒スポット」を紹介する英語版 PR 動画の制作

協会が指定するテーマ（埼玉の「酒」、「酒スポット」）に基づき、以下のとおり、ターゲットに訴求する構成の英語版 PR 動画を制作すること。

ア 動画の作成

- ・酒蔵および関連施設にて映像の撮影を行い、映像の加工・編集、音楽やナレーション等の音声付加、テロップの挿入等の編集作業を行うこと
- ・撮影する酒スポットは6件以上とし、協会と協議の上、決定すること
- ・動画に係る内容・構成・尺、本数等は、企画提案及び協会との協議によって適宜調整を行い、最終的な内容は受託者と協会が協議して決定するものとする
- ・動画時間：詳細版（15分程度）、ダイジェスト版（3分程度）
- ・使用想定：観光サポートデスクウェブサイト、YouTube 掲載、展示会等でモニタ投影など
- ・その他の規格 画面縦横比:16:19 解像度：フルハイビジョン以上
- ・対応言語：英語
- ・データ形式：一般的な Windows PC や WEB 配信が可能なファイル形式

イ 企画に基づき、必要な素材の撮影及び取材、手配等、以下の内容については受託者が行うこと。

（ア）資料及び素材の収集

（イ）出演者、ナレーター、協力者、撮影地への交渉や許可申請

ウ 業者決定通知後、速やかに協会と協議を実施し、実施計画書をもとに体制、年間制作スケジュール、役割分担について提示、説明を行うこと。

(5) 埼玉の「酒」、「酒スポット」を切り口に周辺観光スポットを PR する英語版パンフレットの制作

ア パンフレットの作成

- ・ページ数：表紙含め8ページ以上
- ・色数：両面カラー印刷（4C）
- ・部数：5000部
- ・埼玉県全体地図および県内交通インフラ情報
- ・掲載する酒スポットは6件以上とし、協会と協議の上、決定すること
- ・高解像度 PDF および最終の入稿データを納品すること
- ・表紙または背表紙埼玉観光サポートサイト (<https://saitama-supportdesk.com/>) の QR コードを入れること
- ・協会指定の納品先および取材撮影を行った酒スポットへのパンフレット納品すること（約10箇所を想定）

イ サイズおよび印刷用紙は配付に適したなものを提案すること。

ウ 企画に基づき、必要な素材の撮影及び取材、以下の内容については受託者が行うこと。

（ア）資料及び素材の収集

（イ）モデル、協力者、監修者、撮影地への交渉や許可申請

エ 業者決定通知後、速やかに協会と協議を実施し、実施計画書をもとに体制、年間制作スケジュー

ール、役割分担について提示、説明を行うこと。

(6) 現地旅行会社への情報提供

米国の旅行会社（米国の FIT 向け旅行会社や海外 OTA サイト運営会社及び旅行事業者）に対して以下の情報提供を行うこと。

ア 現地旅行会社への情報提供

- ・米国において訪日観光を企画・販売する旅行会社等に対し、季節の観光情報や最新情報を 2 回以上提供すること。
- ・情報提供内容は、現地のトレンドを踏まえ受託者が提案し、協会と協議の上、決定すること。
- ・企画提案にあたっては、セールス及び情報提供を行う現地旅行会社の一覧、訪問スケジュール等を明示すること。

イ 上記のプロモーションの他に、有効なセールス手法があれば追加提案を妨げるものではない。

(7) その他協会に対する助言や支援の実施

協会が米国において実施するプロモーションに対して、以下のとおり、必要に応じて助言や支援、その他の対応を行うこと。なお、実施に係る費用は委託料に含めること。

ア 現地のトレンドなど、協会のプロモーションに必要な情報の提供（2 か月に 1 回）。

イ 協会にて実施予定の米国メディアや旅行会社を対象としたライブウェビナーへの集客サポートや助言（8～9 月）。

ウ 令和 8 年度の活動に向けた米国旅行業界の主要団体やキーパーソンへアプローチする方法などについてのアドバイス（通年）。

エ 委託者が何らかの理由で渡米する際、現地での調整やサポートについて相談に乗ること。なお、渡米費用などの実施費用は委託費に含まれない。

6 KPI 設定

企画 提案する際は、目標値の算出方法及び達成に向けた取組を明確に示すとともに、KPI の確認手法についても明記すること。

7 活動報告

協会に対して定期的に協会が定める実施状況の報告書を作成し提出するとともに、報告会を実施すること。なお、報告に際しては、下記の事項に留意すること。

(1) 報告書等の作成及び提出

各業務の実施状況を分かりやすく報告書にまとめ、月 1 回、協会に提出すること。

(2) 報告会

ア 協会と受託者として毎月報告会を実施すること。

イ WEB 会議を実施する場合は、会議環境は受託者が提供すること。

ウ 報告会が実施できない場合は、協会と受託者として別途協議すること。

8 事業実施報告書の作成及び提出

事業完了後、遅滞なく、1年間の活動の成果、課題及び次年度に向けた戦略をまとめた事業実施報告書を作成し、協会に提出すること。成果物は印刷したもの（カラー1部）及びPDFで提出すること。なお、事業実施報告書の内容については事前に協会の承認を受けること。

9 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ協会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守するとともに、ステルスマーケティング対策として必要な表示を行うこと。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、協会の保有する個人情報として改正個人情報保護法の規定の適用を受けるものとする。
- (5) 本業務終了後に契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は協会に返還するものとする。
- (6) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により協会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく協会と協議を行うものとする。
- (9) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。

10 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、肖像権等は原則として全て協会に帰属し、協会は受託者に許可を得ることなくWEB・SNS等での使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。受託者は、協会が成果物等を利用する際に、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本業務に使用する映像、音源、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこととする。